

1 基本的考え方

新設合併の場合、合併に伴い1市2町の法人格は消滅するので、1市2町が構成市町となっている一部事務組合については、当該一部事務組合の解散、脱退・加入の手続きや規約変更などの手続きが必要となってきます。

このため、1市2町が構成市町となっている一部事務組合について、その取扱いを協議する必要があります。

また、1市2町が関係する事務の委託についても、一部事務組合と同様にその取扱いを協議する必要があります。

さらに、1市2町が出資団体となっている第3セクターについても、その取扱いを協議する必要があります。

2 一部事務組合の取扱い

区 分	該当する一部事務組合	一部事務組合を構成する団体				共同処理する事務
		観音寺市	大野原町	豊浜町	左記以外の団体	
1 1市2町の全部又は一部と他の市町で構成されている一部事務組合	三豊地区広域市町村圏振興事務組合	○	○	○	高瀬町、山本町、三野町、豊中町、詫間町、仁尾町、財田町	1 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 2 特別養護老人ホーム、老人短期入所居室、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターの設置、運営管理並びに居宅介護支援事業に関する事務 3 総合体育施設の設置、運営、管理 4 市立総合体育館の運営管理 5 滞納市町税等の整理 6 消防及び救急に関する事務（水利施設の設置及び非常備消防に関する事務を除く） 7 液化石油ガス設備工事の届出の受理等 8 養護老人ホームの設置、運営、管理並びに老人短期入所事業に関する事務 9 視聴覚ライブラリーの設置、運営、管理 10 在宅当番医制事業の補助金に関する事務 11 病院群輪番制病院事業の補助金に関する事務 12 小児救急医療支援事業の補助に関する事務 13 県立体育館の運営、管理 14 電子計算センターの設置、運営管理 15 ごみ処理施設の設置、管理運営 16 三豊ふるさと市町村圏基金を活用した圏域事業の実施に関する事務 17 圏域内における地域情報化の推進及びこれに関連する事務 18 介護認定審査会における要介護認定及び要支援認定並びに生活保護法に基づく介護扶助のための要介護状態等の審査判定業務

	三豊総合病院組合	○	○	○	山本町、財田町	三豊総合病院の経営管理 三豊総合病院組合健康管理センターの管理運営 老人訪問看護ステーションの管理運営
	三豊南部環境衛生組合		○	○	山本町、財田町	し尿処理場の設置、管理、運営 火葬場の設置、管理、運営 (豊浜町及び大野原町を除く)
	香川県三豊郡山本町観音寺市学校組合	○			山本町	組合立三豊中学校の管理・運営
	香川縣市町総合事務組合	○	○	○	善通寺市、さぬき市、県内全町、全一部事務組合	1 構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務 2 非常勤消防団員の災害補償に関する事務 3 消防作業及び救急業務協力者の災害補償に関する事務 4 水防従事者の災害補償に関する事務 5 応急措置業務従事者の災害補償に関する事務 6 非常勤消防団員の退職報償金支給に関する事務 7 消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金に関する事務 8 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償に関する事務 9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務
	財田川防災組合	○			山本町、豊中町、財田町、仲南町	財田川沿岸の水害を防止するため、防災施設構築の促進並びにこれらの維持管理に関する事務
2	1市2町の全部又は一部のみで構成されている一部事務組合					山林の管理経営及びこれに属する事務の共同処理
	香川県五郷山部分林組合	○	○	○		五郷山部分林及び組合有林の経営管理事務の共同処理

(注) 香川縣市町総合事務組合において共同処理する事務は、2～7とする。

3 事務の委託の取扱い

区 分	該当する事務の委託	事務の委託の関係団体				一般的な取扱い
		観 音 寺 市	大 野 原 町	豊 浜 町	左記以外の団体 又は委託団体	
事務の委託	公平委員会に関する事務		○	○	香川県	当該事務について、新市において処理するのか、他の地方公共団体に委託するのかを決定する必要があります。

4 第3セクターの取扱い

単位：千円

関係団体名	第3セクターの名称	資本金	関係団体の出資			業 務 概 要	一般的な取扱い	
			市町名	出資金額	出資比率			
1市2町	株式会社 観音寺冷蔵センター (昭和60年設立)	14,000	観音寺市	3,190	22.79%	○生鮮食料品(タマネギ等)の貯蔵に関する業務	出資金については、基本的には新市の財産として引き継がれます。	
			大野原町	380	2.71%			
			豊 浜 町	490	3.50%			
			計	4,060	29.00%			
	三豊ケーブルテレビ放送株式会社 (昭和57年設立)	153,000	観音寺市	1,000	0.65%	○有線テレビジョン放送等による再送信・放送、有線テレビジョン放送施設の工事及び保守、第1種電気通信事業などの業務		
			大野原町	250	0.16%			
			豊 浜 町	250	0.16%			
			計	1,500	0.98%			
	観音寺市	観音寺観光開発株式会社 (昭和62年設立)	80,000	観音寺市	10,000	12.50%		○観音寺市の観光開発にかかるスポーツ・レジャー・レクリエーション施設及び宿泊設備の建設及び経営並びにその賃貸業 ○「世界のコイン館」の建設と運営業務、民芸品・土産物用加工食品の展示販売並びに喫茶レストランの経営

参考条文

○地方自治法

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。

6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

○市町村の合併の特例に関する法律

(一部事務組合に関する特例)

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項及び次条第4項第1号において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

第9条の3 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。)の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(当該市町村の合併の日から起算して6月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われないうちにおいては、当該6月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。